



障害者の社会参加を広げる

おおぞら通信

129号 2021年10月10日 発行

「おおぞら」は、グループホームの運営・就労支援の活動を軸に、主に知的障害・発達障害のある方々の地域生活を支援する活動を行っています。

“障害のある方が、地域の人々とともにふつうに暮らすこと”、それが私たちの願いです。

地域で生きる  地域が生きる



今年きりの木は、“アサザ基金”さんの田んぼのお手伝いをさせていただきました。アサザ基金さんは牛久市の認定 NPO 法人で主に環境保護の活動をされている団体です。今回は、アサザ基金さんが管理している谷津田の田植えと除草のお手伝いをしました。谷津田の田んぼは 1 枚 1 枚が狭く、周りも細い道なので便利な機械を入れにくく、手作業が主です。きりの木は、普段畑での作業はしていますが、水の入った田んぼでの作業は初めて、泥に足をとられ、腰を折っての田植えや除草作業に腰は悲鳴をあげ、さらに水面からの照り返しに、余計に体力を消耗、なかなか難儀していましたが、きりの木なりに頑張りました。少しはお役に立てたようで何よりでした。

今回お世話になったアサザ基金さんのホームページです→



ちいきでいきる
地域で生きる

賛助会員・ご寄附にご協力をお願いします

活動にご賛同いただける方のご入会・ご継続お願いいたします。

2021 年度通常総会をおこないました



6月12日(土)に 2021 年度おおぞら通常総会を行いました。今年度もコロナ禍ということで、感染対策を十分行っている開催となりました。

2020 年度の事業報告では、認定 NPO 法人として認定がされたこと、様々なイベントが中止となり、地域の皆さんと触れ合える機会が少ない中、就労事業では市内の竹林整備や近隣農家さんから収穫の作業依頼を受けたりと、作業を通じての交流を持ったこと、グループホームは空室の無い状況となったこと等が報告されました。

2021年度事業計画案では、就労事業では支援学校を卒業した新しい利用者さんが増える中、作業環境を整えること、グループホームでは増設のための計画づくりと感染症対策の継続についての説明がありました。

事業報告、活動決算、事業計画、活動予算、役員変更のすべての議案に無事承認をいただき、議事のあとの意見交換の場では、和やかな雰囲気の中で、頂いたご質問やご意見についてお話をさせていただきました。

日本の高齢化はますます進み、障害を持って暮らす人は必然的に増えていきます。多くの方が生活上の支援を必要とする社会においては、『地域のつながりの中で支え合って暮らす』という前提が欠かせません。今後も私たちは地域社会にどう貢献できるのかを模索しながら、“地域で生きる♡地域が生きる”活動を続けて参りたいと思いますので、引き続きのご支援をどうぞよろしくお願い致します。

おおぞら2021年度役員

理事長	小澤 純也
常務理事	秦 なつみ
理事	名兒耶 清吉
理事	林 敦子
理事	山本 光明
理事	磯山 和男
理事	金井 欣秀
監事	今田 敬

以上の体制で運営してまいります。

トピックス

障害者の地域生活を支える



相談支援事業所の看板を掲げていると、新規開設の障害福祉サービス事業所から営業の人が来たり、頻りにDMが届くようになります。最近の営業はほとんどが新しいグループホームの案内で、「グループホームが足りない」と言われていたのは今や昔。あっという間にグループホームは供給過多のご時世になりました。

障害のある方の地域生活を推し進める私たちとしても、暮らしの場の選択肢が増えるという意味では、この流れはたぶん良い傾向なんだと思っています。今のところ新設のグループホームは「区分3までの方、身辺自立している方」との入居要件がついていますが、いずれはより重度の方を対象としたグループホームも増えてくるでしょう。



グループホームは地域生活のひとつの形であって、「地域生活＝グループホーム」ではありません。地域生活には、アパートでのひとり暮らしや、家族や知り合いとの在宅生活など、多様な選択肢があります。

例えば入所施設に長くいた方がグループホームに入居すると、毎晩お風呂に入れて、部屋に自分専用のテレビがあって、自分の財布を持ってコンビニで買い物ができる、とこんな些細なことですが、「やっと普通の暮らしができる！」と喜び、意気揚々と生活を始めます。そしてその生活が当たり前になってくると「こんなに制約されるのはイヤ！アパートでひとり暮らしがしたい」との声が聞こえてくることはよくあります。

家庭的な暮らしができるようにと始まったグループホーム。それでも共同生活をしていけば、さまざまな配慮や制約は出てきてしまう。「自由になりたい」と思うのは当たり前の感覚で、どんな暮らしをしたいかと考えることは大切な自立への意識の芽生えです。

障害者基本法には「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」と書かれています。グループホームで暮らすことを望む方はそこで暮らすことができ、グループホームで基礎を学び、ステップとしてひとり暮らしに挑戦したい人には次の選択肢があっいい。

「金銭管理ができるだろうか、近所の人とうまくやっていけるだろうか、悪い人にだまされやしないだろうか」とひとり暮らしに心配はつきず、想えばこそその気持ちで型にはめようとしてしまいます。けれど、その人が希望する暮らし、合った暮らしと一緒に考え、必要なサービスを組み立てていくのが相談員の仕事の根幹です。

福祉サービスが増え、選択肢は増えています。あとは「失敗しても大丈夫！そのときはまた一緒に考えよう」と背中を後押しする度量を支援者や家族が持つことが、障害者の暮らしの選択の機会を広げるために必要なことなのかもしれません。(な)



活動報告



グループホーム すばる

この8月、グループホームスタッフさんの中から上旬に1名、下旬に1名、新型コロナウイルスの感染がありました。その際、濃厚接触の疑いがある利用者さんが PCR 検査を受けることになりました。検査の結果としては陰性ではあったのですが、保健所から接触日から2週間は外部との接触を控えてほしいとの指示がありました。そもそも、スタッフさんから早い段階で発熱の報告をうけており、その時点で濃厚接触者となる可能性のある利用者さんには、ホーム内での待機をしてもらっていましたが、検査を受けた利用者さんはさらに1週間と数日ホーム待機する事となりました。利用者さんは普段とは全く違うスケジュールとなり、元気なのに外出できない状況となりました。

この事態におおぞらでは、利用者さんの感染の有無が判明するまでは、感染拡大リスクを最小限にするため、スタッフ有志1名を支援スタッフとして配置し、24時間グループホームでの対応をお願いしました。このスタッフさんには心から感謝です。陰性と判断されたのちは通常のグループホームスタッフさんにプラスして、日中活動に出ることができない利用者さん対応にスタッフを配置し支援を行いました。

体は元気なのに外出できない利用者さんと、この際だから普段できないことをやろうと、共有スペースのワックスがけや植栽のお手入れをおこないました。



まずは食卓を片付けます。



次に古いワックスをはがします。仕上がりの良しあしはここにかかっていますよ！！

続いて（別日）

電動草刈り機を使って除草します。



刈り込みばさみで剪定中！



突然の生活習慣の変更にも関わらず、皆さん上手に対応していました。利用者さん、スタッフの皆さんお疲れさまでした。ありがとうございました。関係者の皆様、ご心配をおかけいたしました。まだまだ気の抜けない日々が続きますが、皆さん正しく感染予防して過ごしてまいりましょう。

就労支援事業所 きりの木

これまでハピリィマルシェとしてカフェの営業をしてまいりましたが、8月より菓子製造・販売を中心にきりの木の農産物、着火材、竹パウダー、オーラルピースの直接販売とネットでの販売を行う場所として運営しています。店舗名はきりの木農園となります。看板はまだ以前のままですが、どうぞよろしくお願いいたします。



クッキー作ってます。大きさを丁寧に揃えます。

落花生栽培農家さんのお手伝いに行きました。落花生を束にしてひっくり返して干すお手伝いです。9月なのに暑い日でしたが、頑張りました。

機械で掘り上げた落花生を整頓しています。



就労移行で作業を頑張っていた横山結さんが母校の美浦特別支援学校のスタッフとして就職いたしました。おめでとうございます。これからも頑張ってください。





認定 NPO 法人取得いたしました！税制優遇が受けられます

税制上の優遇処置について

「おおぞら」にご寄付いただいた場合、寄付金控除等の優遇処置を受けることができます（寄付金の受領書が必要です）。賛助会員費および寄付としてご入金いただいたものが優遇税制の対象となります。

今後の寄付金の用途

◆重度障害者対応グループホームの新設を企画中です（バリアフリー、平屋構造、スプリンクラー設備・・・）

◆就労支援事業拠点移設を企画中（野菜加工場、菓子類製造場を併設）

控除のモデルケース(国税庁 HP より)

所得控除を選択した場合

(例1) 給与収入300万円の方が1万円寄附した場合、**所得税400円**税額が減少。

(例2) 給与収入500万円の方が1万円寄附した場合、**所得税800円**税額が減少。

(例3) 給与収入700万円の方が1万円寄附した場合、**所得税1,600円**税額が減少。

(計算式)

所得税額の減少額

⇒課税所得×所得税率－(課税所得－(寄附金－2千円))×所得税率(例1:5%,例2:10%,例3:20%)

税額控除を選択した場合

(例1) 給与収入300万円の方が1万円寄附した場合、**所得税3,200円**税額が減少。

(例2) 給与収入500万円の方が1万円寄附した場合、**所得税3,200円**税額が減少。

(例3) 給与収入700万円の方が1万円寄附した場合、**所得税3,200円**税額が減少。

(計算式)

所得税額の減少額(税額控除を選択した場合)
⇒(寄附金額－2千円)×40%

なお、税額控除額の上限は所得税額の25%

SNS 発信をしています

※それぞれ以下の検索ワードで覗いてみてください

Twitter → 認定 NPO 法人おおぞら/就労支援事業所きりの木/きりの木農園 @ npoohzora

Facebook → 特定非営利活動法人おおぞら

Instagram → npoohzora / 特定非営利活動法人おおぞら

日々のできごとをゆる～く更新中！よろしければフォローをお願いします

①オンライン上で寄付ができるようになりました

クレジットカードでの決済と銀行口座へのご入金案内が利用できます。寄付の際に必要な情報が入力できますので、事務処理の軽減につながります。オンラインでの寄付にご協力ください。下の URL か右の QR コードを読み込んで、専用寄付サイトからお願いします。



<https://congrant.com/project/ohzora/2595>

②ゆうちょ銀行の払込取扱票でのご寄付

おおぞらで用意しています、ゆうちょ銀行の払込取扱票をご利用いただくと、記入箇所が少なく便利です(払込手数料はおおぞら負担です)。事務局へご連絡いただければお送りいたします。

③その他の方法でのご寄付

ご寄付いただいた旨必ずご一報ください。

ゆうちょ銀行口座

◎ゆうちょ銀行から

記号：10650

口座番号：36581501

名義：特定非営利活動法人おおぞら

◎ゆうちょ銀行以外から

店名：〇六八（ゼロロクハチ）

店番：068

種目：普通預金

口座番号：3658150

名義：特定非営利活動法人おおぞら

筑波銀行口座

支店名：牛久支店

口座番号：普通 1193823

名義：特定非営利活動法人おおぞら
理事長 小澤純也

◎お問合せ先

おおぞら事務局（平日 9時-17時）

電話：029-873-8883

メール：mail@npoohzora.org



2021 年度会員募集！

当法人の活動にご賛同いただける方のご入会をお待ちしております。

期間：2021年4月～2022年3月

◎正会員：3,000円 ◎賛助会員：3,000円

◎団体正会員：10,000円 ◎団体賛助会員：10,000円

※振込用紙をご希望の方はご一報ください。

◎活動へのご寄附へもご協力をお願いいたします

特定非営利活動法人おおぞら 理事長 小澤 純也 編集 おおぞら事務局

住所：〒300-1237 茨城県牛久市田宮3丁目1-18 電話：029-873-8883 ファクシミリ：029-886-5161

ホームページ：<https://npoohzora.org> E-mail: mail@npoohzora.org

